

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第58号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課 略</p> <p> 相談課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する被害者（以下「被害者」という。）に係る相談等に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p> 判定課～地域生活リハビリ課 略</p> <p>2 略</p> <p>(申請の方法)</p> <p>第16条 佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和57年佐賀県条例第25号。以下「設置条例」という。）第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあつては、<u>法人登記簿の謄本</u></p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務課 略</p> <p> 相談課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する被害者（以下「被害者」という。）に係る相談等に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p> 判定課～地域生活リハビリ課 略</p> <p>2 略</p> <p>(申請の方法)</p> <p>第16条 佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和57年佐賀県条例第25号。以下「設置条例」という。）第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあつては、<u>登記事項証明書</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(3)・(4) 略 (非常災害の場合の措置) 第24条 略</p> | <p>(3)・(4) 略 (非常災害の場合の措置) 第24条 略 2 所長は、次に掲げる非常災害対策を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資(食料、飲料水及び生活物資をいう。)及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>(3) <u>施設の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。</u></p> <p>(4) <u>前号の規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>(5) <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに職員及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>様式第1号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">身体障害者福祉会館使用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県総合福祉センター所長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申込者 氏名</p> <p>略</p> | <p>様式第1号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">身体障害者福祉会館使用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県総合福祉センター所長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申込者 <u>（ふりがな）</u> 氏名 生年月日 年 月 日 <u>（法人にあってはその名称、 主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名及び生年月日）</u></p> <p>略</p> <p><u>注 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、にレを記入すること。</u></p> <p><u>県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。</u></p> <p><u>この様式に記載された個人情報、身体障害者福祉会館使用申込に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（裏面）</u> <u>誓約</u></p> <p><u>私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。</u></p> <p><u>自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。</u></p> <p><u>また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</u></p> <p><u>1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|-----|--|
| | <p><u>4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p><u>5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p><u>6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> |

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第4条、第16条及び様式第1号の改正規定は公布の日から、第24条第2項第3号及び第4号の改正規定は平成27年4月1日から施行する。